

お知らせ

平成27年4月から介護保険制度が変わります!!

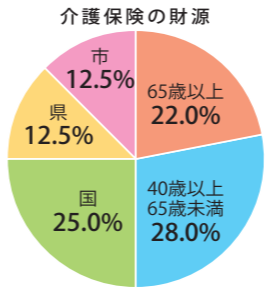
問い合わせ 介護保険課(内線35803)

介護保険制度のしくみ

介護保険は、国や都道府県、市町村が負担する「公費」と、40歳以上の方が納める「保険料」を財源として運営されています。

費用負担割合の変更

介護保険法の改正により、平成27年度からの保険料の負担割合は第一号被保険者(65歳以上)21%



※施設等給付費に対する割合は、国20.0%、県17.5%

第6期(H27年度～H29年度)の第1号被保険者保険料

Table with columns: 所得段階, 対象者, 基準額×保険料率, 保険料月額(保険料年額). Rows 1-12 detailing income brackets and corresponding insurance rates.

●普通徴収 年金が年額18万円未満の方は納付書や口座振替で納めます。



▲ホームページはこちら

お知らせ

児童手当現況届の提出について

問い合わせ 児童係

児童家庭課 児童係 (内線3617～3618)

児童手当の受給資格要件を確認するため、毎年6月1日における状況を記載した「現況届」の提出が必要です。

5月末日現在の児童手当の受給者には、現況届の案内を郵送する予定です。

この現況届の提出がないと、6月分以後の児童手当の振り込みができなくなります。

提出期間

6月4日(木)～30日(火) ※受付指定日に来庁できない方は、6月30日(火)までに、郵送または窓口にて現況届及び必要書類を提出してください。

受付時間

9時～17時(土・日・祝日等除く) ※12時～13時も受け付けています。

受付場所

市役所2階202会議室

必要書類

①平成27年度児童手当現況届 ※窓口持参される方は、受給者の認印もお持ちください。

②その他必要に応じて必要な書類

【受給者が厚生年金又は共済年金に加入している場合】(勤務先から受給している場合を除く)

・受給者の保険証の写し

・住民票謄本(児童が属する世帯全員が載っているもので、筆頭者及び本籍地の記載があるもの)

・受給者又はその配偶者の平成27年度所得課税証明書(平成26年中の所得金額、扶養人数、控除額の記載があるもの)

今年度は、児童手当の現況届と子育て世帯臨時特例給付金の申請書を、下図のような封筒で同封して送付しています。

Information box for application submission including QR codes and instructions for envelope preparation.

寄ってください。 ※その他、必要に応じて指定する書類を提出していただく場合があります。

お知らせ

平成27年度 子育て世帯臨時特例給付金の申請(請求)について

問い合わせ

臨時給付金支給室(内線5922～5923)

市では、子育て世帯臨時特例給付金の対象と思われる方へ、申請書等を、児童手当の現況届と同封して郵送する予定です。

新たに児童手当の手続きをして6月分から支給開始となる方は、別途、郵送する予定です。

必要事項を記入の上、郵送または窓口にて申請期間内に提出してください。

支給要件

●支給対象者 ・平成27年6月分の児童手当を受給される方(ただし、特例給付を受給される方は除く)

●対象児童 ・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

これまで介護保険サービスを利用した場合、利用者の自己負担割合は1割でしたが、平成27年8月からは、合計所得金額160万以上ある方(65歳以上に限る)は2割負担となります。

高額介護サービス費の自己負担限度額の一部が変わります。

介護保険では、1ヶ月ごとの利用者負担が限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しを受けられます。

これまで利用者段階区分を4段階に分けていましたが、平成27年8月から5段階になります。

一定以上の所得がある方の自己負担割合が変わります。

●支給額 ・対象児童1人につき三千円(1回限り)

●申請期間 ・6月1日(月)～12月1日(火)

●受付時間 ・9時～17時(土・日・祝日等除く)

●受付場所 ・6月～7月 市役所2階202会議室(児童家庭課の裏)